

伊那中央病院有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊那中央病院が発行する広報紙「はい!!中央病院です」及び伊那中央病院公式ホームページ（以下「広報紙等」という。）に掲出する有料広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告の内容は、地域医療の健全な発展及び公共の福祉に寄与するものとし、広報紙等の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人材募集、資金募集等でその内容の明らかでないもの
- (10) 男女交際等を目的とするもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (12) 伊那中央病院の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、伊那中央病院長（以下「院長」という。）が広報として適当でないと認めたもの

(広報掲出の優先順位)

第3条 広報紙等への広告掲出の優先順位は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 伊那市、箕輪町、南箕輪村内の学校法人及び各種市民団体
- (3) 企業のうち公共性の高いもの
- (4) 伊那市、箕輪町、南箕輪村内に事業所等を有するもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しないもの

(掲出の方法)

第4条 広報紙等への掲出位置は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙「はい!!中央病院です」裏表紙下段
- (2) 伊那中央病院公式ホームページのトップページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、院長が指定した広報紙等の位置

(掲出料)

第5条 広告掲出料は、次のとおりとする。

(1) 広報紙掲出料

4色刷裏表紙面下段（縦64ミリメートル、横176ミリメートル）1回 10,000円以上

(2) 伊那中央病院公式ホームページ掲出料

1バナー枠（縦210ピクセル以下、横210ピクセル）6ヶ月 10,000円以上または1年

18,000円以上

(3) その他の掲出料

院長が定める額

(広告取次人)

第6条 院長は、広告取扱いについて広告取次人（以下「広告業者」という。）を定め広告あつせんをさせることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲出する者（以下「広告主」という。）及び広告業者は、広告掲出申込書（様式第1号）に掲出しようとする広告の原稿を添えて、院長に申し込むものとする。

(広告掲出の決定及び協議)

第8条 院長は、前条の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき、掲出の可否を決定する。

2 院長は、前項の規定に基づき、広告掲出の可否を決定したときは、その結果を広告主又は広告業者に通知（様式第2号）するものとする。

3 院長は、掲出の可否を決定するに当たり、必要があるときは、伊那中央病院広報委員会の意見を聴くことができる。

(広告主及び広告業者の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主及び広告業者が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主又は広告業者の負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。